

平成30年度宮城県青少年問題協議会

日時：平成31年2月6日（水）
午後1時30分から午後4時10分まで
場所：宮城県自治会館3階 301会議室

平成30年度青少年問題協議会 会議録

日 時：平成31年2月6日（水）午後1時30分～午後4時10分

場 所：宮城県自治会館3階 301会議室

出席者：秋田敦子委員，阿部有子委員，伊勢みゆき委員，小関美江委員，小林純子委員，佐々木友康委員，佐々木奈緒子委員，舘田あゆみ委員，梨本雄太郎委員，藤田祐子委員，水本有紀委員，後藤康宏委員，渡辺達美委員代理（末永子ども・家庭支援課長，福田子育て社会推進室長），高橋仁委員代理（高橋教育次長），遠藤浩幸委員代理（天野少年課長）

欠席委員：伊藤宣子委員，久保野恵美子委員

関係課室：9課中7課出席（欠席：薬務課，雇用対策課）

傍聴者：0人

1 開 会

司会：環境生活部共同参画社会推進課 小島部副参事兼課長補佐（総括担当）

2 あいさつ

挨拶：後藤環境生活部長

3 委員紹介

4 協議事項

- (1) 会長の選出について
- (2) 平成29年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

5 報告事項

- (1) 青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）について
- (2) その他

あいさつ

後藤部長 みなさま、こんにちは。環境生活部長をしております、後藤でございます。本日はお忙しい中、宮城県青少年問題協議会に御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

御承知のことと思いますが、本協議会は青少年の育成に関する総合的な施策の策定及び推進に関する御意見をいただくために、地方青少年問題協議会法に基づきまして、昭和28年から設けられている附属機関でございます。

また、このたび、2か年の委員として新たに就任の依頼をさせていただきましたところ、再任の方、それから新任の方、それぞれ皆様におかれましては御多忙にもかかわらず、委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本県の青少年施策に関しましては、青少年健全育成条例の規定によりまして、本協議会での審議を経て作成されました「第二次青少年の健全な育成に関する基本計画」に基づき実施をさせていただいております。

そして、各施策の実績や進捗状況を取りまとめ、毎年度、本協議会に御報告した上で、公表しているところでございますが、今回は、平成29年度の施策の実施状況につきまして、委員の皆さまに御報告し、御意見などをいただくこととしております。

また、本日は青少年に対し、児童ポルノ等の提供を行うように求める行為を禁止するための「青少年健全育成条例」の一部改正案につきまして、御報告をさせていただきたいと考えております。

東日本大震災からまもなく8年が経過しまして、復興は着実に進みつつございますけれども、一方で、いじめや虐待、ニート、ひきこもり、不登校など青少年を取り巻く問題は、年々複雑化、深刻化しており、早急な対応が求められているところでございます。

宮城県の青少年につきましても、例えば、学業成績であるとか体力であるとか、様々な否定的な報道がなされることが多いですが、一方で、決してそういう子どもたちだけではないということは当然御承知のことだと思いますが、たくましく元気に過ごしている青少年というのは当然たくさんいらっしゃるの、我々この青少年問題協議会では、課題を的確に把握して対応していくことはもちろんでございますが、我々の県の施策なり県の行政の中では、そういった元気な活躍する子どもたちの方にも光を当てていくということもあわせて重要なのではないかと考えているところでございます。

委員の皆さまには、本日の議題に対しまして忌憚のない御意見や御提案などをいただきたく、また、この会議が活発な意見交換の場となることをお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

司 会 続きまして、このたび委員改選がございましたので、委員の皆様の互選により会長の選出をお願いしたいと存じます。会長の選出までの間、後藤環境生活部長が進行役を務めさせていただきます。

(1) 会長の選出について

後藤部長 それでは、暫時、進行させていただきます。

「(1) 会長の選任について」でございますが、会長につきましては、宮城県青少年問題協議会条例第4条の規定によりまして、委員の互選に基づき、知事が任命するとの規定になってございます。どなたか会長として推薦される方がいらっしゃればお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員 (なし)

後藤部長 それでは、事務局の方から提案をお願いします。

事務局 事務局案といたしましては、前回に引き続きまして、梨本委員に会長をお願いしたいと考えております。

後藤部長 ただ今事務局から梨本委員に会長をとる案が出されましたが、皆様いかがでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

司 会 それでは恐れ入りますが、梨本委員におかれましては会長席の方に御移動願います。ただ今選出されました梨本会長の方から、御挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願います。

梨本会長 会長ということで荷が重い感じがいたしますが、どうぞよろしくお願いたします。名簿を見ると17人いるということで、いろいろな分野・いろいろな立場の方がここに集まっています。私は教育関係ですが、それ以外に様々な活動分野の方がいらして、委員全員で意見交換をしていくというのが、この会の役割であると思っています。この協議会は扱う分野が広く、全部の分野をカバーすることは難しいため、それぞれの得意なところで御発言いただければと思います。会議としては意見が出ないことが一番困るため、自由に発言いただいて、活発な会議になればいいと思っています。本日はどうぞよろしくお願いたします。

司 会 それでは以降の議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。なお、宮城県青少年問題協議会条例第4条の規定により、会長が会長代理をあらかじめ指名することとなっておりますので、梨本会長の方から御指名を頂戴したいと存じます。梨本会長、よろしくお願いたします。

梨本会長 それでは、よろしくお願いたします。会長代理ということがあったのですが、先ほど

御発言された県の環境生活部長の後藤委員に代理をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議事を進める前に、このたび新たな委員となられた方がいらっしゃいますので、この協議会の設置の根拠や審議事項等の概要を、まず事務局から簡単に御説明いただきたいと思っております。それではよろしくお願いいたします。

事務局 事務局の共同参画社会推進課の鞠古でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。失礼ながら座って説明させていただきます。

それでは早速ですが、本協議会の設置根拠と御審議いただく事項について、説明をさせていただきます。あらかじめ配布をさせていただきました資料の右肩に記載の、参考資料1から参考資料4を御準備いただければと思います。

始めに、本協議会の設置根拠でございます。参考資料1の「地方青少年問題協議会法」の第一条に、都道府県に附属機関として、都道府県青少年問題協議会を置くことができると規定されております。それを受けまして、参考資料2の「宮城県青少年問題協議会条例」において本協議会を設置しております。また、条例の第二条で委員の定数や構成、任期が規定されております。

参考資料1にお戻りください。法の第二条に所掌事務が規定されており、本協議会は青少年の総合的施策について、知事や関係行政機関に対し、意見を述べることができると規定されております。

また、参考資料2の条例の第五条では、会議の定足数は委員の半数以上であることや、議事は、過半数の委員などで決することが規定されております。

次の参考資料3の運営要綱では、会議の記録事項などを定めております。

続きまして、御審議いただく事項でございます。参考資料4を御覧ください。県の青少年健全育成条例の抜粋でございます。この条例の第10条は施策の大綱であり、県ではこれら第1号から第10号までの施策を実施することとしており、第11条で知事はこれらを推進するため「青少年のための健全な育成に関する基本計画」を定めるものとし、また、第13条で毎年度、施策の内容を公表することとしております。これらの規定に基づきまして、平成28年度からの5年間を計画期間としました「第二次青少年の健全な育成に関する基本計画」を基に、本日は平成29年度の施策の実施状況について御審議をいただいたくものでございます。

なお、第二次基本計画の概要等につきましては、この後、議事の中で改めて説明させていただきます。

協議会の設置根拠や審議事項等の概要につきましては以上でございます。

(2) 平成29年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

梨本会長 ありがとうございました。皆様の方から何か確認したいことや質問などはございますか。

よろしいでしょうか。それでは、議事を進めたいと思っております。次第では議事(2)になりますが、「平成29年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について」です。主に資料1について説明いただきますが、細かい内容が多く全体を検討することが難しいですが、まずは全体の概要について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お配りしております資料1「平成29年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況(案)」について御説明させていただきます。

今会長からお話いただきましたとおり、かなりページの多い資料ですので、始めにこの資料全般について御説明させていただきます。まず表紙の裏面の目次を御覧いただきたいと思っております。IからIVまで、大きく4つに分けておりまして、資料の1ページから3ページは、この報告書の趣旨、掲載内容、計画の進行管理、計画の体系について、そして4ページから12ページまでは、青少年を取り巻く社会環境の変化や青少年の現状について記載しております。

続く13ページから14ページでは、「第二次基本計画」の推進に係る主要な指標についての概況、そして15ページの一覧表では、全部で27の主要指標の目標値に対する進捗度を一覧でお示ししてございます。

16 ページから 30 ページにかけましては、その 27 の指標を番号順に、28 年度からの現況値、目標達成に向けた取組内容等や現況値に対しての評価・考察、そして枠の左下の方には、関連事業名について整理してございます。

31 ページから 48 ページには、指標に関連する、県で行っている事業全てを重点施策ごとに事業内容と実績を掲載いたしまして、49 ページと 50 ページに一覧としてまとめております。

では、1 ページにお戻りください。「Ⅰ はじめに」から「Ⅱ 青少年の現状について」までを続けて御説明いたします。ここでは先ほど御説明したとおり、この報告書は「青少年健全育成条例」の規定によりまして、県が毎年度実施する施策の内容をとりまとめ、本協議会で御審議いただいた上で、内容を公表すること、今回は平成 29 年度における内容であることを記載しております。

2 ページから 3 ページには、第二次基本計画についての説明となります。こちら計画の概要につきましては、お渡ししている資料中程の資料 2-1 にまとめてございますので、こちらで説明させていただきたいと思っております。第二次基本計画につきましては、平成 17 年度から 27 年度までの計画期間として推進しておりました第一次計画を 28 年 3 月に改訂いたしまして、現在の第二次計画として策定しております。また、位置づけとしては、「子ども・若者育成支援推進法」に規定する県の「子ども・若者計画」として位置づけているとともに、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」「宮城県教育振興基本計画」等の青少年育成支援の関連計画との連携を図るものとしております。計画期間は平成 28 年度からの 5 年間といたしまして、乳幼児期から概ね 30 歳代までを対象としております。「宮城の次代を担う、思いやりと寛容な心を持ち、未来をたくましく志向する青少年をはぐくむ」を基本理念としております。この基本理念の下、紙面の中央、黒い帯に記載してございます 3 つの柱、その中に 6 つの重点施策、12 の施策の方向・展開を図ることといたしまして、特に「青少年の社会参加・活躍支援」「社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年への支援」「インターネット社会への対応」の 3 つを重点項目として、本県における青少年の育成施策を推進することとしております。

それでは、資料 1 に戻りまして 4 ページを御覧いただきたいと思います。4 ページから 12 ページまで「Ⅱ 青少年を取り巻く現状について」の関連する統計数値を掲載しております。掲載の仕方につきましては、昨年度の本協議会で委員の皆様からいただいた御意見を反映いたしまして、全般的にグラフ化して整理をいたしました。項目によっては全国の数値のみのものもございまして、御了承いただきたいと思います。

まず、4 ページの(1)少子化の進展では 30 歳未満人口や、下の段の出生数、合計特殊出生率を掲載しております。本県でも全国と同様の傾向で少子化が進展している状況でございます。

5 ページの(2)インターネット社会の進展として、こちらは全国の調査結果となります。特に小・中校生のスマートフォン・携帯電話の所有・利用率が上昇傾向となっております。また、下の段の棒グラフですが、青少年を有害な情報から守るためのフィルタリングの利用率、棒グラフの右から 2 つ目になりますが、こちらは 26 年度調査以降、横ばい状態となっております。

6 ページの(3)雇用環境の変容では、完全失業率、完全失業者数、雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合と 3 つのグラフを掲載しております。いずれも全国の調査結果となっておりますが、上の段の完全失業率は、ここ数年は低下傾向にあること、また中段の 15 歳から 29 歳の若者の完全失業者数は、平成 12 年以降減少をしております。下の段、雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合については、ここ数年、緩やかな下降傾向が続いている状況です。

続きまして 7 ページになります。若年無業者の数は、こちら全国の数値になっておりますが、平成 29 年の調査では、御覧いただいている棒グラフは年齢階層別になっておりますが、合計して 53 万人と前年の 28 年より 4 万人の減となっております。また、下のグラフ、フリーターの数は平成 29 年では合計 152 万人と、前年に比べまして 2 万人の減少となっております。先ほど御覧いただきました 6 ページの雇用環境の変容とあわせ見ますと、就労状況の改善傾向が一般的にはみられているという状況でございます。

次に、8 ページを御覧ください。(2)本県のひきこもりの相談件数の推移のグラフでございます。こちらは県の各保健福祉事務所及び県の精神保健福祉センター内にあります

「ひきこもり地域支援センター」及び委託をしております「センターの南支所」での相談件数の推移となります。こちらのひきこもりの相談につきましては、対象者の年齢別統計は取っていないため、こちらの統計の数字には、40歳以上の方の相談件数も含まれていることから、若者の状況だけではないこと、また、ひきこもり地域支援センターの設置時期が平成26年度ということもありますので、そこから数字が大きく増加しております。こちらはあくまで参考値として御覧いただければと思います。

そのページの下になります、(3) 本県のいじめ・不登校・高校の中途退学について御説明いたします。このいじめの認知件数のグラフから、9ページの不登校出現率、10ページの高等学校の中途退学者率まで、それぞれの数値を掲載しておりますが、10ページの中途退学者率を除きまして増加の傾向となっております。これらに関する県教育庁の取組につきましては、後ほど主要指標の説明の中で、改めて詳しく説明させていただきます。

続いて11ページの(4) 県内の少年非行については、上段、本県の刑法犯少年の再犯者率につきましては、平成29年については、前年より4.3%の減少、下段の(5) 薬物事犯につきましては、平成29年の各事犯とも検挙人員は0人となっております。

12ページを御覧ください。(6) 児童虐待については、県児童相談所の相談件数についての数値となります。平成29年度につきましては、前年度から85件、割合にして約10.5%の減少という数字になっています。

最後に(7) 我が国における子どもの貧困率については、全国の調査の結果になります。3年ごとの数値になります。現在公表されているものは平成27年の数値となりますので、これによれば、平成24年には過去最高の16.3%でしたが、27年には2.4ポイント低下しまして、13.9%となっております。また、子どもがいる世帯の相対的貧困率といたしましては、大人が2人以上いる世帯と比較いたしまして、大人が1人の世帯の相対的貧困率が非常に高い水準という結果となっております。

ここまでについては、以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。資料1の「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 青少年の現状について」、12ページまでのところで御説明いただきました。ここまでの説明に対して、何か御質問や御意見などがありましたらお願いしたいと思います。

各委員 (特になし)

梨本会長 特によろしいでしょうか。まだまだこの先もいろいろありますので、また何かありましたら後でまとめてということにして、少しずつ進めて参りたいと思います。

それでは、ここから先は13ページ以降の指標についての説明を詳しくしていただきますが、かなり分量もありますので、3つの柱ごとに分けて、それぞれについて御意見を伺っていくというような進め方にしたいと思います。それでは、まず柱Ⅰ「すべての青少年の健やかな成長を支援する」、この項目に係る指標について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明をさせていただきます。始めに指標全体について、先に御説明をさせていただきますと思います。13ページから15ページをあわせて御覧ください。

主要指標の設定につきましては、昨年度の協議会で28年度の実績ということで御報告差し上げたわけですが、委員の皆様から御意見をいただいたところでございます。現在の第二次計画を策定した際に、主要指標についても同様にそれまでの第一次計画から見直しを検討いたしまして、現在の15ページで御覧いただいている指標としたところでございます。これから順次御説明させていただきますが、指標によっては既に目標値を達成したもののや状況が変化したものもございますが、本計画期間の5年間ににつきましては、継続的にこの指標のままで進行管理を進めて参りたいと考えております。

15ページの一覧表を御覧いただきたいと思います。前年度28年度の実績と比較して、32年度の目標値に近づいたものは進捗度の欄が二重丸で示してございます。また、前年度と比較して変化がないものは横向きの矢印、目標値から遠ざかったものについては下向きの矢印で表してございます。なお、目標値を達成したものについては、網掛けをしております。これにより、柱ごとに指標の目標値に対する進捗状況と、特に目標値から遠ざかっ

た指標について、15 ページの一覧表を中心に 16 ページ以降も随時御覧いただきながら御説明をさせていただきます。

それでは、柱Ⅰ「すべての青少年の健やかな成長を支援する」に関する指標について、重点施策 1 及び 2 について主なものを説明させていただきます。

重点施策 1 の項目につきましては、15 ページの主要指標の番号 1 から 8 までの 8 つの指標になります。この 8 つの指標のうち、前年度より目標値に近づいたもの、又は目標を達成しているものは「6 平日に家庭等での学習時間が 2 時間以上の生徒の割合（高校 2 年生）」と「7 現役進学達成率の全国平均とのかい離（高等学校）」そして「8 小・中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の開催率（私立含む）」の 3 つの指標で、このうち、指標 7 につきましては目標値を達成している状況です。一方、目標値から遠ざかった指標は、「1 児童の朝食欠食率」と「3 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率とのかい離」の 2 つの指標となっております。指標 1 につきましては、16 ページの上の段に詳しく取組状況を説明してございます。「みやぎっ子ルルブル推進会議」の活動を基本として取組を進めており、今後もこの問題を地域一丸となって改善を図るため、推進会議の取組をより一層推進していく必要があるということで記載しております。また、指標 3 につきましては、小・中学校ともに前年度より低下している状況でございます。こちらの取組内容については、17 ページの上の段になります。こちらにつきましては、今後も「学力向上に向けた 5 つの提言」の一層の定着を図るよう各学校へ働きかけていくとともに、全ての小・中学校の研究主任等を対象に、各種研修会を開催し、日常の授業改善に活かすことができるよう促すこととしております。そのほか重点施策 1 に関しての各種事業についてはほかにもございまして、31 ページからの関連事業の左側の番号 1 から 34 ページの番号 22 までの事業を展開しているところでございます。

次に「重点施策 2 青少年の社会参加・職業的自立の促進」の項目では、15 ページの主要指標の一覧のページでは、番号 9 から 13 までの 5 つの指標となっております。このうち、前年度より目標値に近づいたもの、又は達成しているものは、指標 9, 11, 12, 13 の 4 つの指標となっております。このうちの「9 県内に配置された JET プログラムによる外国語指導助手の人数（仙台市除く）」につきましては、平成 32 年度の目標値を達成している状況でございます。また、「12 新規高卒者の就職内定（決定）率」につきましては、前年度より上昇してございまして、今後も高い維持を図る必要があるとしております。なお、重点施策 2 に関する各種事業については、35 ページの番号 23 の事業から 37 ページの番号 44 までの事業を展開しているところでございます。柱Ⅰに係る主要指標についての説明は以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。指標全体についての説明と、3 つの柱のうちの柱Ⅰについての説明をしていただきました。ただ今事務局から説明がありましたが、関係する各課室の方から補足説明がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特になしでよろしいでしょうか。それでは、委員の皆様からただ今の説明に対して、御質問や御意見、或いは県の今後の取組等に関して御提案などがありましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

伊勢委員の方から一言、御質問でも御意見でも構いませんので何かございますか。

伊勢委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。本業の方が学校教育に関わらせていただいております。小・中・高そして青年層の育成、また、地域づくりということで、地域のおじいちゃんおばあちゃんまで一緒に活動させていただくことが多いです。その中で、今主要指標として、項目でいろいろ出しているのですが、この一つ一つは確かに指標として見ていって、目標値に対してどうだったかという進捗を図るところは良いと思いますが、そもそも基本理念として打ち出している「宮城の次代を担う、思いやりと寛容な心を持ち、未来をたくましく志向する青少年をはぐくむ」そこに向かっていくためにある数値目標だと私は理解しております。その時に、やはり毎日学校をはしごして、管理職や担当の先生、子どもたちや保護者の方とお話をさせていただくと、やはり何が問題でどこに手を付けて解決していけば良いかということ、本当に根が深い問題だなと感じています。例えば、私に関わらせていただいている分野でいくつか関連するのは、指標 3, 4, 14, 15, 22 が関わってくるかと感じています。真ん中に子どもたちがいて、

今の子どもたちが一体どのような状況なのかを把握して、どこにどう手を付ければいいのか、それが施策となって出てくるとは思いますが、この減少した子どもたちの目の前の対処的なサポートだけではなく、根本的に生み出さないような対応方法などを本気で考えていかなければいけないのではないかと感じています。具体的な例で上げれば、ある学校の先生とお話をした時に、不登校といった時に、やはり増加傾向ですが、この不登校の原因は何かといった時に、先生との関係性や友達との関係性などの人間関係や、授業が分からないなどのいろいろな理由がありますが、今増えてきているということで気になったことが、家庭の問題でお家の人が先に家を出てしまうことやシングルマザーなど、とにかく家庭の中での声かけが上手くいかなくなって、朝起きられずに学校に来られない子たちが増えてきているということです。数値として明確な理由があつてということではなく、なんとなく毎日の生活の中で乱れてしまっていて、学校に来るといって自体が困難になってきている子どもたちが増えてきている声を伺った時に、何をしなければいけないかというところ、震災の時に中・高世代だった子たちが母親になって子育てを始めているため、そのお母さん世代のサポートになかなか手が回らない、その影響がいろいろな分野に出てきているというのが明らかです。そのようなところで、子どもたちをどうやって青少年の健全育成に繋げるかといった時に、お母さん世代をセットで考えられる、そして先生やスクールソーシャルワーカーなどの専門家の方たちだけでは手に負えないため、地域の方たちの力を借りて一緒に子どもたちを育てるといってところをもう少し後押しをしていただきたいということがありました。地域学校協働活動とかは正にそれなのですが、こちらも今、復興予算10/10で行っていますが、あと2年で切れるため、その予算措置というところでは、生涯学習課さんが今すごく一生懸命各自自治体の方に訴えておりますが、各自自治体の一般財源に変わった時に、予算化できなくなると、今まで復興予算で進めてきた地域と学校の連携の部分、本当に地道に支えてきてくださった方たちの仕組みさえもがガタガタと崩れていくのではないかと危惧をしております。そういったところで、こういう学校と地域の連携や学校を核として地域づくりや子どもたちを育てる、その仕組みそのものを進められるような体制作りをもっと強化していただきたいと思っています。そのボランティアやいろいろな地域の方が学校や子どもたちを見守ることで、結果的に学力が上がるということが仙台市の場合でも起きているので、専門家だけではなく想いのある方々がもっと活動しやすいような体制作りをできるような、予算措置を含めてのバックアップを、いろいろな縦割り行政のところがあると思いますが、いろいろな部署が連携・協働して進めていけるとありがたいと思っています。

梨本会長 ありがとうございます。学力の在り方、或いは授業の問題から始まって、義務教育の部分ですが、それが家庭環境の問題、そのような問題に関して学校や行政がどのような取組をしていって、或いは地域社会の在り方の問題などいろいろな問題に繋がっているというお話が出てきました。なかなか一つの部署だけで答えられるところではないかと思いますが、まずは義務教育課から何かこのように取り組んでいるなど、関連することをお願いします。

義務教育課 義務教育課の佐々木です。まず学力向上については、おっしゃるとおり学力だけではなく、生活習慣から全てが上手くいって初めて学力が上がっていくという認識でございます。まず一つそういった意味で現在行っていることは、数値的には宮城県全体は高くありませんが、学力を向上させていくことに成功している市町村がございまして。そのようなところの成功事例をまとめておまして、それを発信し、各市町村で参考にしていただくような取組を行っております。また、地域の力というお話がありましたが、国の方もコミュニティスクールを推進するというところで宮城県でも広がって参りました。コミュニティスクールは地域と連携しての学校づくり、運営協議会を設置していただいて、地域の声を聞きながら学校経営の参考にしていくというかたちを各市町村に進めていただくようお願いしているところです。

梨本会長 ありがとうございます。ほかに伊勢委員の話に関連して、お願いしたいと思っております。小林委員から重ねてお願いします。

小林委員 チャイルドラインで16年間子どもの声を聞き続けていましたのと、震災後施設に行っている子どもの様子なども見て参りました。それから最近、先ほどお話した施設の子どもの状況を見ると、宮城県の子どもたちは本当に大丈夫だろうかという思いに駆られているところです。まず、全国的にもいろいろな子どもの問題はありますが、特に被災地での問題で、先ほど伊勢さんもおっしゃいましたが、震災の影響というのはまだまだ残っており、その中でも前にお話ししたかもしれませんが、当時高校生だった子どもたちが子育て世代になっているということで、影響が出てきているというところがあります。また、当時小学校5年生ぐらいの子どもたちが言語獲得できて、最近いろいろ発信し出していることがあります。そのようなことを今この状況で受け止めて、これから大きな災害が起きた時に、子どもたちにどう対処するかという蓄積をぜひ作っていただきたいということ、それから、震災後産まれた子どもたちも、学校の先生もおっしゃっていますが、非常に落ち着きがない子どもが多いことや、発達障害が増えたのではないかというお話があります。その原因ですが、必ずしも発達障害ではなく、乳児期に親が十分子どもたちに対応できなかった、愛着障害ではないかと言われています。そのことを裏付けるという訳ではありませんが、私が養護施設に行って驚いたことは、大体3割ぐらいのお子さんが障害をお持ちだということで支援学校などに通っています。この数値は非常に高く、普通の学校ですと大体6.4%ぐらいの発現率ですが、非常に多く、それが元を正していくと、虐待に起因しているということも言われています。県が統計を取ったところで、施設にいるお子さんの6割が虐待をされて今施設にいるということと重ねて考えると、発達障害だから虐待されたのか、虐待された結果、発達障害のようなことになっているのか、因果関係はまだ解き明かされていませんが、そこに着目して、どちらの分野からも子どもと親のサポートをしていくというのが宮城県の緊急の課題であると思っています。そのような意味で質問にもなりますが、高校生の子どもたちの就職率と離職率について、高水準となっていますが、就職率が高いことは良いと思いますが、離職率も高い状況です。県の調査だと、施設に入っていて就職した子どもたちの3年後は3割が行方不明になっているという調査があるそうです。離職しているだけではなく、行方不明になってしまう子どもたちもこの中に含まれているのではないかと思うので、離職についての分析も少しなされていますが、もう少し詳しいことがお分かりでしたらということと、具体的にどういう対応をしていったらサポートできていくのか、何かありましたら教えていただきたいと思います。

梨本会長 ありがとうございます。やはりいろいろな領域のいろいろな問題が繋がっていますが、今いろいろなお話があったため、どこからということが難しいですが、関係する部署でどなたからでも構いませんが、取組などありましたら御説明いただければと思います。

離職率の問題で、離職した若者たちのその後をきちんと追跡できているのか、或いはそれに対してどのような取組があるのかということは、雇用対策課が欠席のため、何か御説明いただける方はいらっしゃいますか。

それでは、秋田委員お願いいたします。

秋田委員 離職率が高いというお話で、とりあえず就職する若者が多いということがあります。とりあえずといった場合は、やはりなかなか定着できないため、離職してしまう。その後どうなるかというところ、2～3回はチャレンジしますが、その後ひきこもってしまう子が結構多いなと思います。私どもに相談にいらっしゃるの、ご本人ではなくご家族から相談が来ます。今までは働いていたのですが、何度か働いた後ビクともしない、動かないということで、やはりとても大きな幅広い問題ではないかと思います。先ほどの不登校から始まって、家庭環境から始まって、その挙げ句の果て、中途半端に手立てを受けられなかった人たちが、あつという間に年齢が高くなってしまふ、あるところで就職する年齢になった時に、家族からのプレッシャーがあり、なんとかとりあえず働いてみるものの長続きできないということで、中小企業の方々がどうして辞めるのだろうと、続かないということです。どのようにしたら就職したら辞めないで続けられるのだろうかということが一つ問題提起を受けています。例えば、そこの中小企業ではどのような若者が欲しいか、そこでマッチングできるように多少こちらで育てなければいけないのかということまで来ています。それだけ子どもから若者まで自分の生き方や人生、自分のストーリーを描けない子どもたちがそのまま大人になってしまふ、そして結婚する子もいますが、結婚し

てもどこか育てられていない未熟な人たちが子どもを育てられなくなってしまう訳です。どこから私たちが支援したら良いかは、本当に小さい時から育てられたら良いなというところと、学生をもう少し育てたいと思います。それから、今親御さんたちにどう関わっていくかなど、本当に多くの相談機関で問題提起していますが、私たちは民間ですからやれるところで、自分のエリアを着実にきちんと育て上げて社会に押し出していくというように意識しながら支援を行っていきたいと思います。そのような機関がもっと宮城県内に増えると少し問題は柔らかくなっていくのかと感じます。

梨本会長 ありがとうございます。今のお話で行政の役割もあるし、でも全部が全部行政で解決するという問題でもなく地域や民間の方でできることもあるというお話だったと思いますが、今のお話に関連して何か御説明いただけることや御意見などございますか。
阿部委員、お願いします。

阿部委員 関連して、先ほど伊勢さんがおっしゃった時に正に同じことを思っていたのですが、みんなで考えた「未来をたくましく志向する」これに向かったの主要指標は、いっぱい問題もあるため、これだけではないのかもしれませんが、あまりにも足りないなと思います。どのようにしてこれが決められているのかというところが教えていただきたいと思いました。

梨本会長 県の施策全般についてとのことだと思いますので、或いは事務局で指標の取りまとめをされるに当たって説明いただけるのでしょうか。各課でどのようにして事業を取りまとめているのか、県庁の中での調整もどのようにしているか御説明いただけますか。

事務局 計画策定に当たりましては、この計画改定の時でございますが、事前に部会を設けまして、委員の皆様方から当然指標などどのようなものが良いのか意見をいただきまして、その中で全部という訳にはいかないため、絞り込んでこのようなかたちにさせていただいております。確かにこの数値だけですと、これで全てを表せないのは当然なので、その辺はそれぞれ柱ごと御説明させていただきますが、指標と併せまして関連する施策やそういったもので、今の対策や対応がどのようになっているかを御説明させていただきたいと考えております。

梨本会長 よろしいでしょうか。この指標だけで基本理念に近づいているのだろうかということがなかなか見えにくくなっていて、ただやはり一方で毎年調査などをしてデータが集めやすい項目に絞らざるを得ない、そして継続性を考えるとあまり頻繁に指標を変える訳にもいかずということで、事務局の方の苦労もあるのかなと思っているところです。ただ単に数字がどうか進捗度が二重丸か下がっているかということだけではなく、その背後にある、結果は出ていないが県内各地で或いは行政の各部署でも取り組んで頑張っておられることもあるでしょうし、或いは悩んだり行き詰まっていたりするところもあるかもしれないので、そういった数字等に現れてこないことで何か少しでも希望が持てるようなことがあれば、よろしいのかなと感じていますし、この場でも新しい課題なども見つけていければよいのではないかと思います。かなりいろいろなところが繋がっていますし、広がってきたのですが、柱Ⅰ全般について何か今までのこと以外に委員の方からございますか。
それでは、小関委員お願いします。

小関委員 私どもの法人ですが、仙台と石巻を拠点に各高校などと連携しながら就労支援を行っております。この指標の中の12と13の新卒高卒者の内定率や定着率の部分で質問でございます。13ページの記載のところの内定率がアップしたのが復旧・復興事業などにより内定率が高くなっていることから内定率が上がっているという記載があるのですが、私たちが実際に現場に行き、就労支援の一環として宮城県内を回ってパソコン講座などを開催したりなどする中で、実際にやってみるとなかなか被災地の雇用が厳しいと感じているところがございます。

震災から年を経ていることで復旧・復興需要による求人は徐々に少なくなっている現状もあり、ここに書いてある内容について、達成率が良いのはすばらしいことで、ただ様々な背景で働きたくても働けない、そこに入れない若者がまだまだいるのは事実であり、そ

ういった子たちも含めての今後を見据えた雇用対策や、復興需要以外のところで何か支援の取組などがございましたら教えていただきたいと思います。今日雇用対策課さんはいらっしゃらないところなので、高校教育課さんでもよろしいですが、もしよろしければ教えてください。

梨本会長 それでは関係する部署の方からお願いいたします。

高校教育課 高校教育課でございます。高校教育課を代表しているのが生徒指導班のため、就職関係はキャリア班という専門の班があるものですから、細かいところまでは説明できませんが大体のところでお話したいと思います。今委員がお話した復旧・復興事業により就職内定率が高くなっていることについて、あくまでもきっかけとなったところでございますが、実は震災前はかなり内定率が低く、震災を境にこういう需要というのがあり、急激に内定率が上がったことがきっかけとなっています。その後ずっと内定率が保持されており、今現在も99%を超えるような状況が続いているというのが状況としてございます。そのため、今委員のお話のように現状として現場ではそのような状況があるかもしれないですが、数値として現れている部分としては内定率としては高くなっている状況はあるかと思えます。ただそれが先ほどから問題になっているように3年後の離職率が高くなっているということで、長続きしない部分も問題になっているかなと思います。ただ、就職の内定率を高めるための動きとして、県の施策ということで、主要指標の37ページの42に「進路達成支援事業」ということで、高校教育課で力を入れている内容ということで、就職を希望している生徒に向けて就職の達成セミナーや担当教員を集めた連絡会議、企業の説明会など様々な取組や入社準備セミナーということで多くの学校、多くの生徒が参加しながらセミナーを開いており、こちらも経商部と協力しながら行っています。基本的には99%という内定率を保持し、尚且つ離職率の低下を目標に取り組んでいるというところが今の状況になります。詳しい話につきましては、またキャリア班と確認しながらお話ししたいと思います。

梨本会長 よろしいでしょうか。なかなか担当がおらず難しいところもありますが、この会議も回数が多いわけではないため、次の機会がいつになるか、かなり先のように感じますが、出た御意見・御質問を直接お答えいただける機会があればもちろんお願いしたいですし、無い場合も何か次の年の説明などに反映させて、より分かりやすい説明に活かしていただければと思います。

次もあるのですが、柱Iについてどうしてもという何かあればお願いします。

佐々木(友)委員 感想になるかもしれませんが、先ほどの指標の話が出ましたが、私はある種データ化することは目安になると思っています。そこを目指す一つの方向性が考えられるのかなと思いました。ここで出ているデータは、朝食のこと、学力のこと、家庭学習のこと、個々で分けられていますが、全てがリンクされているだろうなと思いました。例えば学力向上というのは、宮城県に限らずどの政令市や都道府県においても喫緊の課題であると捉えています。なかなか次の年にV字回復するのは難しいと思いました。ただ、その個々に書かれている課題というのが、後半部分の読み取りとしてはある程度今後の方向性を示している文言も盛り込まれていると思いました。そこには関係部局の考えが書かれてありますが、そこに幅広い、例えば学校、家庭、地域の連携、+αで関係機関のアプローチが書かれてくると少し明確になるのかなと思いました。なかなかすぐ数値がアップするものではないものを継続しながら地道にやっていくしかない、この数値をいろいろなところと比較しながら見て、ここが上がっていたらここも関係するなと見ていました。ぜひそういう分類で、関係のところは主としながらも、ほかの部局やほかの関係機関はどうなのかというところを盛り込まれると、実際には学力的には学校現場が直面するため、学校の先生のスキルを上げただけでイコール学力向上になるのかというと、これは何とも言えないため、多方面の協力が得られるという部分を残すと良いのかなとの感想です。

梨本会長 今の御意見も踏まえて、反映していただければと思います。舘田委員お願いします。

館田委員 今回の御発言にも関係すると思いますが、いろいろなデータを出していただいて、背景のところなどで全国のデータのみのところや県のデータのみのところがありますが、この指標なども全国的な傾向として見られるものと、宮城県の特徴としてはどうなのかという辺りが見えづらいと思ひまして、宮城県の次代を担うというかたちになっているので、宮城県ならではの特徴的な部分に対する指標というのもこの中に盛り込まれているのか、全部もしかしてそうなのかもしれません、全国と比較した時の宮城県の特徴と、それに対してここは宮城県ならではの指標ですというものがあれば明記していただくと分かりやすいのかなと思ひます。その上で、委員の皆様のいろいろな肌感覚で感じていらっしゃる現場の話というものが出てくると思ひますが、客観的にどうなのかというものを教えていただければと思ひました。

梨本会長 ありがとうございます。やはり全国との状況と宮城県の状況を照らし合わせることで県の課題などが見えてくるといふことかと思ひますが、なかなかデータの収集、整理が難しいところもあつてといふことなのかもしれません、今の点について、分かりやすくできるなどの見通しがありましたら、御説明いただければと思ひます。

事務局 私も今後指標を作成する時に大事だなと思ひていることは、ある程度全国的な統計があるもので、宮城県のデータとあわせて推移が図っていけるようなものが一つあつて、そういったものが主に今設定されている部分もあるかと思ひますが、委員の御意見にもありましたように、それだけでは図れない宮城県独自の子どもたちの成長が図れるようなものを次回の計画の時に、指標というかたちで取れるかどうか分かりませんが、何か取組のようなものを紹介するなど、その辺の見せ方を考えていかなければいけないと思ひております。ある程度指標なので、毎年一定のデータや推移が分かるものなどを選んでおりますが、その辺の選び方についても次回に関しては工夫させていただきたいと思ひます。

梨本会長 よろしくお願ひいたします。時間も予定より押してありますが、全部の分野で同じだけの御意見が出るとも限りませんので、最後まで見た上で改めて最初の方も含めて意見交換して参りたいと思ひます。では、次の柱Ⅱに移らせていただいて、「困難を有する青少年やその家族を支援する」、この項目に関して事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは柱のⅡ「困難を有する青少年やその家族を支援する」に関する指標について、重点施策3及び4になりますが、主なものを説明させていただきます。

「重点施策3 困難を有する青少年やその家族への支援」の項目では、15ページの一覧表になりますが、指標番号14から16の3つの指標になります。こちら3つの指標ともに、目標値より遠ざかった結果となっております。23ページからの取組内容等を御覧いただきますと、「14 不登校児童生徒の在籍者比率（出現率）」と「15 不登校生徒の在籍者比率（高等学校）」につきましては、前年度より増加となっております。これにつきましては、未然防止・早期発見・早期対応に向けての取組や再登校に向けての取組を今後も充実させていくことが必要といふことで記載しております。また、「16 地域若者サポートステーションにおける新規登録者数」につきましては、24ページに取組内容を記載しております。こちらは前年度より登録者数が減少しております。これについても目標値から遠ざかった結果となっておりますが、この原因としては、有効求人倍率が高い水準で推移したため、サポートステーションに新規登録する前に進路決定した方が一定数いたためと考えられますが、支援対象者の掘り起こしなど、ほかの支援機関とのより一層の連携が今後も必要と考えているところでございます。

なお、重点施策3に関連する各種事業につきましては、38ページの事業番号45から42ページの78までの事業を展開しているところでございます。

15ページにお戻りください。「重点施策4 青少年の非行や被害の防止・保護」の項目では、指標番号17と18の2つの指標でございますが、「18 『児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進した』と答える学校の割合」については、前年度を上回り、今回も目標値を達成しています。それから「17 里親等委託率」については、前年度より目標値に近づいた結果となりまして、里親やファミリーホームへの委託が推進されているという結果となっております。

重点施策4に関連する各種事業につきましては、43ページの番号79から45ページの番号103までの事業を現在展開しているところでございます。

なお、この後、指標14、15の関連を教育庁から、また、指標17に関連して保健福祉部から最近の取組状況等について追加で説明をさせていただくこととしております。

柱Ⅱに関して、私からは以上でございます。

梨本会長 ありがとうございました。では関連する説明ということで、まずは教育庁の方からお願いいたします。

高橋教育次長 教育次長の高橋でございます。私からは柱Ⅱの指標14と15について御説明いたします。お手元の資料で言いますと、9ページの下欄に不登校出現率のグラフがございます。

本県における不登校児童生徒の在籍者比率、いわゆる出現率については、震災以前より高い数値を示しておりましたが、グラフから御覧になれるように、平成24年度以降、小学校、中学校とも出現率が急増しております。特に、中学校の不登校出現率は平成24年度から全国で最も高い、ワースト1という状況が続いております。

不登校の要因については、先ほど委員の方々からのお話ございましたが、非常に多様で複雑であるため、震災の影響も一定程度あると考えております。

不登校の対応については、学校だけではなかなか難しいということもございまして、教育庁としては、これまでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のケア支援員、訪問指導員等の配置を行って参りました。また、平成28年度からは東部教育事務所に「児童生徒の心のサポート班」を設置しております。また、今年度はそれに加えまして、大河原教育事務所にも同じように「児童生徒の心のサポート班」を設置して対応を進めてございます。それぞれの事務所のサポート班の対応については、着実に相談件数が増えてございます。また「みやぎ子どもの心のケアハウス」という、宮城県独自の施策でございますが、これについては、現在19市町で実施しております。この「みやぎ子どもの心のケアハウス」を設置されている市町村の再登校率は改めて数値が高いということでございますので、来年度以降更に設置の市町村を増やしていきたいと考えております。予算がオープンになりましたので、来年度予算も3億を超えたかたちで予算措置をしておりますので、積極的に市町村と連携して、「みやぎ子どもの心のケアハウス」については設置を進めていきたいと考えております。

また、訪問指導員の働きかけについても、約9割の児童生徒が改善したとの報告がございますので、こちらの取組やサポート班等も連携を深めながら、不登校児童生徒をできるだけ減らしていくような取組をしっかりと市町村教育委員会と連携して行っていきたいと思っております。

それから、いじめの問題でございますが、9ページの上の部分でございますが、平成28年度からPTA連合会と県教育委員会の課長以上が出席をして意見交換を実施するなど、学校だけではなくPTA連合会の皆様と一緒に「いじめゼロ」を目指して取組を進めているところでございます。今年度もポスターの作成やそれぞれの生徒が自分で計画して「いじめゼロ」を目指したテレビ番組等を作成するなど、いじめ防止を子どもたちからも考えさせるような取組をあわせて行って参ります。こうした活動は学校だけでもなかなか難しい訳でございます。家庭、地域と連携して、改めていじめや不登校の問題にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。私からは以上でございます。

梨本会長 ありがとうございました。ただ今の説明で「みやぎ子どもの心のケアハウス」の御紹介をいただきましたが、Ⅳの関連事業のところのお話がありましたが、何番の事業か御説明いただけますか。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど52のあたりに一部出ているものもありますが、心のケアハウスが見当たらないため、ご存じの方はどちらでしょうか。

高橋教育次長 事業の中身としては48の中に基本的にぶら下がっている事業ですが、こちらに記載が無いようですので、先ほどお話した心のケアとソーシャルワーカーについては、こちらのぶら下がりの中に入っているということでございます。ただ、いじめ根絶に向けたCMの作成も先ほどお話しましたが、こちら48の⑥に入っております。心のケアハウスにつ

いては後から入れた事業のため、重点施策を作る時には入っていなかったということになります。

梨本会長 県で力を入れているということですので、ぜひ関連事業に入れていただければと思います。ありがとうございました。それでは、もう一つ補足と言うことで、末永子ども・家庭支援課長の方から説明をお願いします。

末永課長 子ども・家庭支援課の末永でございます。私から重点施策4の中の特に「17 里親等委託率」について若干説明を加えさせていただきます。25 ページにございますが、平成 29 年度で 29.98%、目標値に近づいてきている状況でございますが、現在県内で具体的な子どもたちの数で紹介しますと、里親さんに今預けられている子どもさんは年間だと約 150 人、施設に入っている子どもさんは約 350 人で、その里親への委託率が大体 30% ぐらいになっているという状況でございます。全国というお話が先ほどございました。全国的には宮城県は率が高く、全国からトップ 5、5 番目の高い数字になっているものがございます。こちらの課題にございますが、社会的養護が必要な児童については、より家庭的な養護を行うことができるということで、施設のほかに里親さんやファミリーホームというものがありますので、そちらでの養育ということを目指数値に掲げているという状況でございます。ただ、ここは施策としてはそうなのですが、やはり基本は現場で個々の子どもたちの養育環境にいかにか適切な場を用意していくかということですので、それぞれの子どもたちに沿った対応が求められております。国での目標数値に従った計画を定めているということではあります。指標の考え方については、里親への委託率ということがこの目標になっているというのは、ある意味対応策の部分での目標数値ということになりますので、元々の予防の虐待そのものをいかに減らすかということの方が、本来は行政としては当然一番果たすべき目標であることに変わりはありません。ただ、行政の施策として、虐待を受けた子どもたちをいかにその後の将来に向けて養護していくかということで、里親委託率という目標指標を立てているということでございます。ご存じとは思いますが、親からの虐待、或いは経済的な事由によりまして様々な状況で家庭の問題で虐待を受け、場合によっては一時保護をして親子を分離した上で、その後どういう道に子どもを養護していくのがいいかということを経済相談所で悩むわけですが、その時には三つの方法がありまして、施設で養育するのか、或いは里親さんで養育するのか、或いは家庭に復帰するのか、実態としてはこの三つの中から対応しているという状況で、今回はこの里親委託率が目標指標ということでございます。

やはり虐待を減らす予防の部分が大事になるのですが、目標数値として示すかということになりますと、先ほど 12 ページで御紹介いただきましたとおり、児童虐待の数字については行政が何かをしてすぐ回復するというものではありませんので、推移をきちんと把握していくということで、12 ページのとおり現状の数字としてきちんと推移を見ている状況でございます。具体的に現場では個々のケース、これは全て学校でも不登校や様々な問題に繋がる状況だと思っておりますが、学校でも児童相談所でも家庭支援をいかにしていくかということ現場では悩んでおります。継続的な見守りや関与が必要だという時には、市町村が「要保護児童対策協議会」というものを設置しております。その中には、学校や警察、保健福祉サイド、そこに地域団体の皆さんや児童相談所もちろん加わって、それぞれの家庭への支援ということを現在取り組んでおりますが、そこに当たりましては関係者の協力やネットワーク作りということが肝心なこととございまして、そういったところで委員の皆様方にも様々なお立場で家庭支援という視点で関与していただいていると思っておりますので、この場をお借りして今後とも宮城県の児童虐待を防止するという観点で、総合力で力をあわせて取り組んでいくということで、ぜひともお願いできればと思います。

梨本会長 ありがとうございました。柱のⅡについて、事務局からの説明と関連する施策についての補足の説明をいただきました。これらの点について、委員の皆様から何か御質問、御意見をお願いします。秋田委員をお願いします。

秋田委員 お時間が無い中ですみません。この施策6つの中の最初、困難を有する青少年やその家族への支援とありますが、家族への支援というところがすごく曖昧に抜けてしまっている

感じがします。大事なのは本人のみに視点を当てた支援ではなく、家庭全体を細かに見立てて家族のエンパワーメントを高める支援を継続的にやっていくということがとても大事なのですが、そこが把握できていないような気がします。来年度はもう少し詳しく家族支援とはどのようなものか、どのようにすれば子どもにとって良い家庭環境になるかなどを盛り込んで頂けても良いかと思えます。ご家族が相談に向向くというのは一大決心をしてこられるのですが、そこで継続できず2、3回で終わってしまうと、支援は途切れてしまうことになるわけです。途切れないような支援と、家庭の中で子どもと一緒にできることはたくさんあるため、そのようなことも今後は具体的に取り組んでいけたら良いのではないかと思えます。

梨本会長 今回の家族への支援ということについて、なかなか難しいと思いますが、今までのところ県として力を入れているところなど教えていただければと思います。

末永課長 家庭への支援という点では、児童相談所が虐待の対応に当たる時にも子どもを保護しながら親御さんといかに対応していくかというところが肝となるのですが、今お話いただいたような観点で言いますと、どうしても行政として、市町村と県との役割分担というところもございませう。児童相談所はどちらかというとうどうしようもないと言いますか、重いハードなケースがあった時に行政の権限を持って親子を分離してまで、一時保護や施設に措置をするということになってしまいます。未然にいろいろな見守りをしていくというところは、母子保健法なり児童福祉法の部分では市町村が対応していくことになっております。例えば1歳半検診や3歳時検診で発育が思わしくないということがあれば、市町村の保健師が見立てをしながら保育園の状況、学校だったり病院だったり様々なところと結節点になっていくというような役割を果たしているところで、そのようなところは県の事業で持ってないところもございましたので、書き切れていないのですが、仕組みという点で言いますと市町村が当たっているところを県として様々なかたちでサポートしている状況でございます。

梨本会長 基本的には未然防止の部分は市町村というところでしたが、先ほどの学力の説明にもあったように、上手くいっている市町村の事例を共有して拡大していくというところで県の役割もあるように思いますので、これから上手く進めるよう期待したいと思います。よろしくお願ひします。

ほかにこの柱Ⅱに関連して、では伊勢委員お願ひします。

伊勢委員 不登校の出現率が高くなっているというのは、周知の事実で何とかしたいと思っておりますが、一つ質問させていただきたいのですが、10ページだと中学や高校の不登校出現率が出ていますが、中学を出て高校の中途退学率は出ているのですが、そもそも高校の入学者数と中学の卒業者数のその数字、不登校の子たちが純粋に高校に全員ですが、数字として現れない子もいるのではないかと思われませう。高校に入れば中退率として出てくるのですが、入れない子たちがいたりサポート高の問題だったり、本当に中卒でひきこもりの状態が隠れている気がするのですが、その数字の乖離はどのようになっているか出ませうでしょうか。純粋に県外の高校に行ったりすると変わるとは思いますが、一概にイコールではないと思ひませうがどのくらいの数字が開いているかなど分かりますでしょうか。

梨本会長 説明できる方がいれればお願ひします。

高校教育課 高校教育課です。昨年度のデータなどは無いのですが、進学率98%程度で推移しています。ですので、中学校を卒業して高校に進学しないのは1%ちょっとだと思います。

義務教育課 義務教育課が補足して説明させていただきます。今現在中学3年生で90日以上欠席している生徒の在籍校をチームで回っています。心のサポート専門監、教育事務所、心のサポート班の班長の3人で回っておりまして、それぞれの進路について伺ひ、進路が未定となっている生徒については市町村の保福部と繋いでいただひて、切れ目のない支援を学校長に直接お願ひしているところではございませう。

梨本会長 ありがとうございます。それでは、水本委員お願いします。

水本委員 水本です。間違っているかもしれませんが、昨年高校教育課さんから中学を卒業後、所属が無い生徒が60何人県内にいらしたと聞かせていただいたような気がします。それについての対策を教育の方で考えていらっしゃるというのは伺いました。私としては高校までの不登校というのは中退というお話が出ておりますが、なんとなく子どもの成長が、私たち昭和の人間から見ると随分ゆっくりになってきている実感が皆さんおありになると思います。多分高校年代で中学校年代ぐらいの心の発達だと、もちろん順調に年齢相応に発達されている方もいますが、大学の不登校というのが非常に増えています。通信制や微妙な感じで高校に所属して、その後卒業はしているものの、大学もかなり幅広い枠組みを持っており、大学生になってはいますが一切学校に行けていないということで、御相談の電話が入ることが非常に増えていますので、その辺の学校年代の不登校ところに意識が向きますが、その不登校年代がどんどん繰り上がっているというイメージを私たちが持つ必要があるのかなと考えています。多分、今の30歳ぐらいの方が昔の20歳ぐらいの方の心の状態に近いのではないかと、支援者の方は感じていらっしゃるのではないかと思います。加えて、ご家族の機能が昭和の頃とはすごく変わってきていると思います。発達障害ではありませんが、乳児検診などで市の保健師さんによく聞くのは、子どもが泣いたらぱっとスマホを与えたり、子どもがスマホで遊んでいておもちゃ代わりにしていたり、スキンシップなど向き合っただけ何か関わる機会がすごく減ってしまっている時代なのかなど。これはきっと逆行は難しいと思うので、親御さんの質の変化ということを頭に入れて、例えば朝食が取れているかなども含めて家族で何ができるかという指標を考えていく必要が、具体的にはまだ出てきませんが、あるのかなと思いました。

それからもう一点ですが、この年次経緯で見ると、件数や人数として出していくと子どもの数自体が減っていくので、一見良くなっているように見えて発生率は変わっていないか、逆に増えていたりなど起きてくると思いますので、母数を考えた数値を出した方がリアルに認識できるのかなと思いました。

梨本会長 ありがとうございます。データの把握についての御意見だと思いますが、県庁の方で説明していただけたところはございますか。

高校教育課 最初の昨年度のデータですが、高校教育課ではその数値は把握していないので、多分義務か別の場での話だったのではないかもしれません。私の方で人数等を確認します。

梨本会長 今まで継続して行っている調査から、もしかしたら対象の幅を広げていかなければいけないのではないかと、或いは実数と割合との関連など、この辺りはまた次年度に向けて整理していただければと思います。それでは、小林委員お願いします。

小林委員 先ほどの家族支援の件で、私は元々子育て支援からスタートしているので、今課長さんがおっしゃったように市町村が実施主体であるというところの難しさを非常に感じています。それは国の方から提案したとしても市町村で受けないとなかなか難しいということで、先ほどの心のケアハウスでもいろいろなところでお話させていただくと、市町村の方たちが、予算が続くかどうか分からないので、自前の予算になった時に継続できるのかということが不安なので、なかなか手を挙げられないという行政の方もおります。こちらは子ども育英基金が原資と聞いているので、その辺を丁寧に説明されてできるだけ継続しますと県から言っただけだと、もう少し手が挙がるのではないかと思います。

また、子ども・家庭支援課で昨年度「ネウボラ」というお話をされていましたが、いわゆる元祖ネウボラとは少しかたちが違うなと思っておりまして、行政の窓口センターを作ってしまうので、お母さんたちがなかなか相談に行きにくい、なかなか悩みを抱えている方が行政に行きにくいというところなんです。仙台市は「子育てふれあいプラザのびすく仙台」を5つ作っていますが、そこには毎日わんさかとお母さんたちが行くわけです。震災後、県内にも子育て支援センターが大分できました。そこを直接県が何かなさるといことは難しいと思いますが、例えばネットワークの会議や交流会などを県で企画してい

ただくと良いかなと思います。皆さん手探りでやっていて、どのように運営したらいいか、特に委託された業者がどうしたらいいかと悩んでいると聞きました。すごく高度な問題になってくると専門家と繋ぐというところがあるので、ボランティア的な方ではとてもできない部分もありますので、その辺の応援をしてあげると喜ばれるのではないかなと思います。それは里親さんも同じで、今思春期になってからいきなり預けられる場合もすごく多く、自分の子どもを小さい時から育てていても難しいのに、いきなり大変な経験をした子を預かることは難しいので、先ほど御説明があったように里親を増やすために、県ではバックアップ体制や相談センターを作っておられるので、大分機能していて良いなとは思いますが、さらなる体制を取っていく必要があるかなと思います。

また、虐待に関しても先ほどのグラフを見ると性的虐待は横ばいですが、新聞にも取り上げられましたが、チャイルドラインの中で年間 52 件しか虐待に関する子どもからの電話は無いのですが、その中の半分以上が性的虐待です。やはり公的なところで受けるものと民間で受けるものの落差はかなりあるので、子どもからのSOSをどのように受け止めるかが問題だと思います。チャイルドラインを16年間やっていて、電話が無い事に今困っています。家庭には固定電話が無くなっており、公衆電話も無くなっているため、小さい子が掛けられません。携帯、スマホを持っていない子は掛けられず、学校の公衆電話も撤去されていると聞きます。その声をどうやってキャッチするのか、周りの大人が見てSOSを感知していくしかないし、子ども自身が相談していいんだ、助けてもらっていいんだと発信する仕組みをもう少し作ってあげれば良いと思っています。折角相談してもこの間の心愛ちゃんのようなことになってしまうと、たくさん子どもがニュースを見て口を閉ざしてしまうことが一番心配なので、その辺を少し考えていただけたらと思います。

梨本会長 ありがとうございます。行政の仕組みそのもの、県と市町村の関係や把握しきれない問題、新しいことをしなければいけない気もします。今の点について、教育次長から御説明をお願いします。

高橋教育次長 今回の御意見ありがとうございます。心のケアハウスにつきましては、おっしゃるとおり、市町村から財源の心配をされている声が多く、これについては基金事業で2026年までは県が財源を持ていきますという説明をしています。それで来年度7つの市町村が手を挙げたというところがございます。ただ、未来永劫ずっとというわけではないので、それぞれ市町村がしっかり作っていただきながら、最初のスタートのところは10/10に近い財源措置をしておりますので、その中でそれぞれの市町村の取組と県の取組をしっかり調整しながら、家庭というお話もございましたが、もちろんアウトリーチ的にやるしかないと思っておりますので、チームだったりケアハウスだったり本庁にある不登校の対策のチームも含めて家庭の方に入って行って相談を受けて、後は来ていただいて問題を解決していくという取組を更に進めていきたいと考えております。出現率のところは、心のケアハウスで中学段階の10%以上のある市町村とない市町村で違いがはっきり出ておりますので、それが取組の一つとしてやっていくということでございます。

それから、先ほどお話のあった虐待の方で、市町村がやるべきところと県がやるべきところがどうしてもあるので、現場では、先ほど末永課長が言いましたように、保健福祉事務所なり児童相談所なり市町村それぞれの部局が一緒になってできるだけ協力することがスタートかなと思います。実際、保健福祉事務所の保健師さんたちも市町村だけにお任せしているということではなく、積極的に入っていますし、市町村の保健師さんたちも一生懸命やっているというところですが、どうしても上手く情報が入らないという課題が現場でも皆思っています。ただ、連携する会議は増えているため、その中で少しでも齟齬を減らしていくという取組はしていかなければいけないと思います。

最後のところであるほどと改めて思いました。どんどん撤去されていますから、確かに携帯やスマホが無い、まして固定電話が無い、県職員の家庭でも大分増えてきているので、改めてそこは学校の状況がどうかは戻って確認したいと思います。

梨本会長 小林委員よろしいでしょうか。それでは、子ども・家庭支援課の方からもお願いします。

末永課長 3点いただきました。小林委員から御紹介いただきました「ネウボラ」については、子

育て世代包括支援センターというのですが、妊娠から出産、子育てまで切れ目無い対応を行うセンターを市町村において、全国で全部の市町村に設置することを国の目標とし、2020年、平成32年までに全国全ての市町村で設置することを目標としています。宮城県の場合は、今35市町村のうち13市町村において設置が進んでおりまして、あと2年の間に全ての市町村で設置できるように取り組んでいるところでございます。研修会や協議会など御提案いただきましたので、ぜひそういう方向で今後事業なり研修会なりを企画していければと考えております。

里親についても里親支援センターということで、里親さん同士の向上のためのネットワークということを作れるセンターを県で設置していますが、そちらにつきましても、今後研修会などを実施していきたいと思っております。

また、3点目のチャイルドラインさんのSOSの電話で性的虐待が大変多いというお話で、私も小林委員からのお話と新聞報道を見た時に大変びっくりしました。子どもさん方が直接気軽に言える電話の窓口があるということが大変私としてはありがたいと思っておりますので、そういったいろいろな相談の窓口が官民間問わず様々なところでたくさんあれば、子どもさんだったり親御さんだったりいろいろなかたちでそれぞれ選んで、ある意味児童相談所よりも気軽に相談できるところとして大分御活用いただいていると思えます。そういう点で感謝しているところで、今後ともまたいろいろなかたちで連携させていただければと思っております。

梨本会長 では伊勢委員をお願いします。

伊勢委員 子どもたちや若者たちがSOSを発信する手段が、自死予防の団体さんに聞いたところ、電話というのもハードルが高いと聞いております。なので、メールや今であればLINEになるのですが、SNSの活用を少し御検討いただけるとありがたいのかなと思えます。なかなか最初に電話をする習慣が無い子どもたちなので、発信の方法が変わっているところを御検討いただけるとありがたいです。

梨本会長 その辺をぜひ御検討願います。ありがとうございます。

それでは、もう一つ柱が残っておりますので、まずそちらまでカバーしたいと思います。柱のⅢ「青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する」これについて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、柱Ⅲに入らせていただきます。15ページの柱のⅢ「青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する」に関する指標について、まず「重点施策5 青少年を支援するネットワークづくり」の項目から説明をさせていただきます。指標番号が19から25まで7つの指標となります。このうち、目標値を達成しているものは、「21 青少年育成推進指導員の研修参加率」となります。こちらは県内各地域で青少年の健全育成活動を行っていただいている推進指導員につきまして、29年度はちょうど委嘱替えの時期もありましたので、それに伴いました研修会を実施したということで、参加率の上昇という結果が出たものでございます。

また、「22 地域学校協働本部設置市町村数」については、27ページを御覧いただきたいと思えます。27ページの下段になりますが、平成29年の社会教育法の改正に伴いまして、29年度から放課後子ども教室推進事業と統合いたしまして、「地域学校協働活動推進事業」と事業名を改めております。29年度は地域学校協働活動の推進組織となります「地域学校協働本部」が5つの市町村に設置され、家庭・地域・学校を繋ぐ仕組みづくりということで広がりが始まっているということで捉えております。

一方、目標値から遠ざかった指標は、「25 保育所等利用待機児童数」の1つの指標でございます。こちらは29ページの上段にありますように、基金を活用した整備が進められるところではございますが、待機児童の解消までには至っていない状況でございます。

また、「23 全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合」につきましては、小・中学校につきましては前年度より減少しておりますが、高等学校においては前年度より上昇しております。学習指導要領の趣旨の実現に向けての外部人材の活用が進んでいるところでございます。「24 10日以上授業公開日を設定している学校の割合」については、

小学校と高等学校は前年度より上昇しておりますが、中学校は下降しております。今後も、計画的に授業公開の機会を増やすことや、保護者や地域の皆様の理解を深める取組を進めていくことが重要課題であると捉えております。

この重点施策5に関する各種事業につきましては、このほか46ページの104番から47ページの118番までの事業を掲載させていただいております。

なお、「20 子ども・若者支援地域協議会の設置市町村数」の指標につきましては、設置数が0となっておりますが、今年度の状況につきまして、この後、当課の課長から別に説明をさせていただきたいと思っております。

最後に、「重点施策6 青少年を取り巻く社会環境の整備」の項目では、指標番号26、27の2つを設定しておりますが、2つとも前年度より目標値に近づいたという結果になっております。「26 携帯電話のフィルタリング機能利用割合（高校生）」については、前年度より増加したものの、目標値にはまだ開きがある状況でございます。携帯電話販売時のフィルタリングサービスの定着や学校における啓発活動の浸透などによって、利用率の向上に繋がったものと考えられますが、今後より一層の啓発活動が必要となっております。

「27 インターネットの安全利用に関する講話の実施件数」につきましては、前年度より講話の実施件数が増えております。この件数につきましては、当課の共同参画社会推進課での講話の実施件数となりますが、関連する事業といたしまして48ページの120番にございますように、警察本部少年課でも少年警察補導員を中心に、小・中学校におきましてフィルタリングの設定や安全利用のルールなどの情報モラルの向上を図る教室を開いております。小学校で215回、中学校では176回、高校でも72回実施している状況でございます。今後も関係機関が連携して、より一層の周知を図っていくこととしております。

そのほか、重点施策6に関連する各種事業につきましては、48ページの119番や121番の事業もあわせて展開しているところでございます。

柱Ⅲに関する主な指標の状況については以上でございます。

以上、柱ⅠからⅢの全体を取りまとめますと、御紹介いたしました27の主要指標のうち、13の指標で上昇という結果になりまして、うち4つの指標で目標値が達成という結果になっております。私からは以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。それでは関係する取組について、共同参画社会推進課の柴崎課長から説明をお願いします。

事務局 それでは私の方からは、今御説明させていただいた中で指標の「20 子ども・若者支援地域協議会設置市町村数」というところ、この指標についての考え方と現在の取組状況について御説明をさせていただきたいと思っております。確かに指標の方は32年度の目標が5市町村で設置することを目標としておりますが、現在0ということで、計画の初年度と29年度も0という状況となっております。こちらの御説明をさせていただくに当たりまして、皆様のお手元にあらかじめ配布させていただきました資料の中の参考資料の5、6、7、8を御準備いただきまして、御説明させていただきます。

では、元々この「子ども・若者支援地域協議会」なのですが、この協議会については「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定の協議会ということで、設置したものでございます。この背景としては、近年の子ども・若者が抱えるような、ニート、ひきこもり、不登校などの問題の深刻化を受けて、平成22年に施行されております「子ども・若者育成支援推進法」の中で、それぞれ個別の相談機関だけでは対応が難しい困難事例への支援というものを、関係機関が連携して効果的に対応するというので、各自治体、県と市町村にこういう協議会を設置するというのが法律の中に謳われております。これを受けまして、県といたしましては、参考資料6にございますが、県の全体の協議会としては、平成29年1月に「宮城県子ども・若者支援地域協議会」と県全体を包括するような協議会を設置しております。この中にはここにありますように、52の機関ということで、国、地方機関、民間ということで、分野に関しましても医療、福祉、雇用、教育とかなり幅広い分野を包含するような機関を設置いたしまして、毎年研修会を行ったり関係機関による情報交換を行ったり、この下に圏域ごとの会議を持ちまして、関係機関が集まって詳しい事例のお話をしたり情報交換を行ったりということをしてまいりました。

この指標に戻りますが、最初は各市町村にも県と同じように1つずつこの協議会を設置

していこうということで、この目標を設定したところですが、いろいろ市町村の事情なども伺うところ、やはり各地域の資源も異なりますし、市町村単独での設置ということがかなり難しいという状況が分かってきております。そのような中、県といたしましては、今のような県の協議会を運営しているところがございます。29年度の実績としてはこのような状況ですが、30年度の取組として、こちらに載っていないことがございますので、御説明させていただきます。

参考資料8になります。なかなか市町村単独での協議会の設置が難しいということで、昨年7月に石巻圏域という広域で県が調整役となりまして、行政機関やNPO法人等の民間団体によるネットワークを形成しようということで、参考資料8の下の方に掲載してございますような「石巻圏域子ども・若者支援地域協議会」を別に新たに設置いたしました。この設置は県が行っております。この中には東松島市、石巻市、女川町という2市1町が入っておりますので、実質この圏域での市町の協議会が設置されたようなかたちになっておりまして、構成機関も49ほどございます。この中で石巻圏域に関しては、圏域の協議会を開催しながらいろいろな問題について対応していくという相談体制が構築されているところがございます。

それとあわせて、参考資料8の標題になっております、石巻圏域に総合相談センターという、いわゆる相談を受けるワンストップの窓口を設置しております。この総合相談センターを協議会と併せて開設することで、地域の相談により効果的に対応していこうという取組を今年度から始めております。特にこのセンターの運営に関しましては、行政ではなく地元でこれまで子どもや若者支援にいろいろ実績のあるNPO法人TEDICというところに運営を委託して行っておりますので、行政ではできないようなきめの細かい対応などについても地元の関係機関からは評価を得ているところがございます。センターは開設が7月でしたが、12月までの実績ですが、延べで500件ほどの相談が寄せられております。その多くは複数の機関が連携して支援に当たる必要があるような重複した課題を抱えるような相談が多く、お子さんや保護者の方からの相談もありますが、関係機関から御相談をいただくことも多くなっているということでございました。相談の内容は学齢期のお子さんが多く、不登校の問題であったりご家族の問題であったりというものが相談内容としては多いと聞いております。石巻圏域に関しましては、地域の協議会と併せて総合相談センターを設置いたしまして、関係機関が分野などで切れ目の無い支援の充実を進めているところがございます。私からは以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。柱Ⅲの説明と関連して資料1には載っていない新しい取組について御説明いただきました。以上の説明に対して、御質問や御意見、今後の取組に対する御提案など委員の皆さんからありましたらお願いしたいと思います。

館田委員 インターネットなどの関連のところですが、講話の実施をたくさんやられている中で、フィルタリングなどもそろそろ頭打ちになってきて、これ以上上がってこないのではないかと思います。ほかのところでもお話がありましたが、子どもではなく保護者の意識を上げていかないと難しいかなと、大人の使い方が一番影響してくるので、そこにどうやってこういう使い方が良くないなどの話を届けていくのかということのを少し考えていただくといいのかなと、IT業界も一緒に考えていくべきなのかなと思います。先ほどSNSの話がありましたが、ITを使った相談や子ども・子育て支援のようないろいろなサービスも出始めていて、気楽に相談できるということがニーズも高いと聞いていますので、先ほどのスマートフォンを持たないお子さんがどこかからSOSを上げられるような仕組みを業界も考えてみたいと思いました。

梨本会長 今の御意見に対して取り組んでおられること、親に対する啓発や周知なども含めて取り組んでおられるところはございますか。

事務局 子どもさん向けの講話はもちろんです。例えば保護者の方や関係団体の方向けのインターネットの安全安心利用のためのフォーラムなどもあわせて行っておりますので、引き続きお子さんだけでなく、お子さんを取り巻く大人向けの啓蒙を行っていききたいと思います。

梨本会長 ありがとうございます。伊勢委員お願いいたします。

伊勢委員 大人向け、保護者向けというところでは、いろいろなところがどうしたらいいかと悩んでいます。そして一番は学校の先生などが呼び掛けた時に、学校教育でも社会教育でも呼び掛けて来る親は全く問題無い、来ない親に対してどうするかというところを、皆さん悩んでいるところではあります。それで、これがどこまで実現できるかですが、私がこの10年関わっていて、何かSOSを発する子どもたちの後ろにいらっしゃる保護者にどうやってアプローチすればいいかと思った時に、チャンスは2回しかないと思っています。それは入学式と卒業式です。そこには必ず来ます。それ以外は来ません、小・中・高含めて。そうなった時に、入学式、卒業式そして新1年生であれば就学時健診、そこには必ず親が来ますので、そのタイミングで帰さずに何らかのかたちで講話や情報提供を、短くて良いので30分でも良いので、何らかのかたちで提供する時間を確保していただけないかなと思っています。それができるのは教育行政などの行政からアプローチをして、学校長の方から時間を確保するというのを促していただけるとありがたいのかなと思います。課題がたくさんありますので、その年代の保護者向けにどういう情報を提供すればいいか、親の育成というところでは、それが本当に最後の砦ではないかと個人的には思います。

梨本会長 具体的な提案がありましたので、参考にさせていただければと思います。佐々木委員お願いいたします。

佐々木(友)委員 今回の回答の中で、SNSで繋がって小学生と大人がカードゲームをしているということをよく聞きます。声を掛けた青少年に友達なのか聞くと今日出会ったと、結局はSNSを通じて繋がっているということで、街頭指導の今の状況は、街に出ると一昔前の見るからに不良少年っぽい服装をしているわけではなく、どこにでもいる青少年、ただ街頭で見掛ける子どもたちの数は一昔前と比べると随分少なくなったようです。だからと言って子どもがいなくても、SNSを活用しながら様々なところで出会っているということが見え隠れしていると思いました。そのようなことも含め、街頭指導の充実は、今後も継続していかなければいけない、後は資料を見ますとネットパトロールも相当な数行っているようですので、そこも継続していく必要があるだろうし、尚且つ学校と警察の連携も深めていく必要性が十分あるだろうと思います。

また、内閣府の人の話を聞くと、インターネットやSNSが発達して一番頭を抱えているのは、先ほどほかの委員さんもお話した親の啓発だそうです。いろいろな場面を見つけて行うということや、例えばリーフレットや啓発資料、ただ啓発資料も作れば良いというわけではなく、そこに保護者を交えて作成することが多少なりとも効果が出るのではないかと感じたところです。

天野課長 少年課の天野でございます。SNSに絡む犯罪被害や非行など、日常新聞を賑わせておりますが、親御さんに対する啓発という部分につきましては、警察の方では県下警察署でそれぞれ学警連を持っておりますので、学警連を通じて広く、春の時期や進学の時期に合わせて、インターネットやスマホの安全教室、情報モラル教室の開催ということをいろいろ調整して実施しております。問題は、その保護者の参加率をどのように上げるかということは、これまで継続して子どもたちに対する教室は毎年やっているものの、やはり必要性を感じて学校側にもいろいろお願いは申し上げます。昨年からauさんやドコモさんとコラボした教室を好評で結構やっておりますが、実際にそこにどのように親御さんと呼ぶかということで、PTAや授業参観の日に上手く巻き込んでいただいて、出席率を上げるかたちを取り組んでいる学校もありました。そのような時は90%以上のご父兄の方が丁度授業参観の前にそういった安全教室を行って、そこで子どもと一緒に危険性や家庭内での正しい使い方、モラルを上手く話し合っていて、今まで直接の会話ができなかったのですが、丁度良い機会が設けられて実施できている学校も中にはいくつかありました。そういったところを私たちも学警連を通じて、各学校の方に広めていただけるようにお願いしております。

また、サイバー補導を行っており、去年は14人ほど補導しております。大体パパ活など

の類いの方で、20歳未満の対象となる女性、女の子がほとんどですが、その中で大半はお小遣い稼ぎやライブのお金、旅行のお金などが欲しくて手を出すことが結構あります。サイバー補導を通じて立ち直り支援が結構できており、そこからきちんと気付いて、また家庭でもお父さんお母さんがきちんと向き合っていたら、上手く立ち直りに成功した子どももいます。そういった中で、今年も実際サイバー補導を先月の末に1件ほどやっておりますが、18歳の高校生、女の子2人が卒業する間近ということでした。やはりそのような子どもたち一人でも諦めないで補導活動して行って、立ち直りさせてあげるといふことと、そこからたまたま事件に結びつくケースも中にはありますので、警察としては取り締まりと、後は児童、保護者に対する啓発活動、指導を上手くやっていくしかないのかなと思っておりますので、警察の方も委員の皆様が危惧されているようなことについて取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

梨本会長 ありがとうございます。残り時間がかなり迫っておりますが、何かもう少し最後にございますか。阿部委員お願ひします。

阿部委員 ごめんなさい、急いでお話します。市町村民会議を増やすという目標がありますが、柴田町で作って11年になります。あらゆる団体に加入していただけて運営しておりますが、実際動かすことがとても大変で、私一人で毎年会報を作って全世帯に配って全世帯から10円ずついただけてという大変な苦勞をして、町中が会員と言っているのですが育ちません。そこに地域学校協働本部設置とあり、どうするのという焦りがあります。元々が違うのかもしれませんが、この辺見直してせめて一つでなんとか地域と学校が連携してやっていけるようなものになっていければいいなと思っております。今も町民会議が一生懸命学校と連携して活動しております。

梨本会長 そのようなこともまた来年度以降に成果が出てくることを期待したいと思います。それではよろしいでしょうか。時間もかなり押してきております。今日いろいろな御意見、或いは御質問や具体的な提案も出ましたので、それをまた施策に活かしていただきたいと思ひます。そして、今日の資料1の実施状況の案ですが、これを県の施策の公表資料ということで、今日の検討を踏まえて修正などをいただければと思ひます。

それでは、ここまですて議事(2)を終了させていただきます、続いて報告事項がございます。「(1)青少年健全育成条例の一部を改正する条例(案)について」事務局から説明をお願ひします。

報告事項(1) 青少年健全育成条例の一部を改正する条例(案)の概要について

事務局 共同参画社会推進課の松野と申します。よろしくお願ひいたします。私から、青少年健全育成条例の一部を改正する条例案について、説明させていただきます。条例改正の要点を先に述べますと、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為を禁止する規定を、罰則付きで新設するというものであり、本年2月の議会に当該議案を提出させていただくものとなります。資料につきましては、資料3-1、3-2、3-3となります。

まずは、資料3-1を御覧ください。「1 改正の趣旨」でござりますが、青少年、県の条例では6歳以上18歳未満と定義されておりますが、だまされたり、脅されたりするなどして、自身の裸等の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、電子メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が全国的に増加傾向にあります。加害者には、青少年の判断能力の未熟さに付け込んで、脅迫等には抵触しない程度の働きかけにより、裸の画像等を青少年に要求している状況が窺え、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、以下「児童ポルノ法」といひますが、要求行為そのものを禁止していないため、現行法令による規制は十分とは言えません。このため、このような要求行為を規制するとともに、青少年や保護者等が要求行為を受けた段階で犯罪被害に遭遇していることを認識できるよう条例の一部を改正する予定です。その結果として、早期の相談等に繋げ、更なる被害の拡大を未然に防ぐ効果を期待するものであります。

資料3-2を御覧ください。この資料は、警察庁や宮城県警察の統計に基づく自画撮り被害の状況になります。上段の折れ線グラフですが、全国における児童ポルノ事件に係る被害児童数の推移を表したものになります。平成28年中の被害児童数が最多となっておりますが、全体的に増加傾向にあることが分かります。次に、中段の円グラフですが、こちらは平成29年中の全国の児童ポルノ事件被害児童の被害態様別の割合を示したものになります。この円グラフから、いわゆる自画撮り被害が約4割を超え、最も多い割合を占めていることが分かります。最後に、下段の折れ線グラフですが、こちらは全国及び宮城県における自画撮り被害児童数の推移を表したものになります。点線が全国、実線が宮城県のものになります。この折れ線グラフから、自画撮り被害が全国的に増加傾向にあることや、宮城県においては平成28年中が最多となっておりますが、全体的に見れば増加傾向にあることが分かります。また、これらの数字はあくまでも事件化されたものとなりますので、相談はされたものの事件化とはならなかったものや、相談そのものがなされなかったものなど、潜在的なものもあって考えております。

資料3-1にお戻りください。「2 改正の概要」についてですが、ただ今説明しましたような背景を受けまして、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等を提供するように求める行為であり、青少年の判断能力の未成熟に乗じた不当な手段により行われるものを、青少年の健全な育成を阻害する行為として、罰則30万円以下の罰金又は料金をもって規制いたします。なお、児童ポルノ等、※1になりますが、こちらにつきましては、児童ポルノにつきましては定義上有体物を示すものになりますので、これに電磁的記録データそのものを加えるような解釈となります。不当な手段、※2につきましては、青少年に拒まれたにもかかわらず要求するもの、威迫する方法により要求するもの、欺く方法により要求するもの、困惑させる方法により要求するもの、対償を供与し、又は供与の約束をして要求するものとなります。

資料3-3を御覧ください。この「児童ポルノ等の要求行為に関連する法の規制状況」と題しました資料は、既存の関係法令の範囲と条例の改正により新たに規制する範囲を表したものになります。なお、上段と下段につきましては、被害者が画像を送信する前、被害者が画像を送信した後であり、上段の左右については、要求文言の強度を分けております。まず、下段の被害者が画像を送信した後についてですが、18歳未満の児童が加害者の要求行為に基づいて、自身の裸等の画像等を撮影して送信させられ、加害者が当該児童ポルノ画像を製造した行為につきましては、いわゆる児童買春・児童ポルノ法により規制されております。次に、上段の被害者が画像を送信する前についてでございますが、右側の加害者の要求行為そのものが生命・身体・自由・名誉・財産への害悪の告知に該当するようなものは、刑法に規定する脅迫罪等により規制されております。一方で、脅迫には至らない程度の、青少年の判断能力の未熟さに付け込む形で行われる同性へのなりすましや、甘言等を用いての要求行為については、現行法令では規制がされておられません。そこで、こうした不当な手段による働きかけの範囲を、条例の改正により新たに規制いたします。

資料3-1にお戻りください。「3 全国の状況」ですが、同様の条例改正に係る全国の状況については、すでに東京都をはじめとした10都府県において、施行済み或いは施行待ちの状況となっております。「4 条例案のスケジュール」ですが、本年2月議会に当該議案を提出させていただきます。事務局からの説明は以上となります。

梨本会長 ありがとうございました。ただ今の説明に対して御質問、御意見などございますか。

各委員 (特になし)

梨本会長 よろしいでしょうか。

報告事項(2)その他

梨本会長 続きまして「(2)その他」について、事務局から何かございますか。

事務局 (特になし)

梨本会長 ありがとうございます。それでは以上で議事及び報告事項は終了ですが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

各委員 (特になし)

梨本会長 よろしいでしょうか。今日様々な意見が出ました。私が感じたことは、やはり世の中が大きく変わりつつあって、特にネットも含めてメディアの変化というものによって新しい問題が次々起こってきていて、それらにどう対応していくのかということが大切だなということです。ですから、行政の方でも今までやってこられた地道な取組も継続して力を入れていただくと共に、新しい取組も始めていただけるといいのかなと思います。そのようなことをやるに当たって教職員の方々や民間の様々な分野の委員が意見交換をすることに意味があると思っておりますので、今日の議論をこれからの施策に活かしていただきますようお願いいたします。

それでは、特に何も無ければかなり時間も消化してしまいましたが、以上で議事を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

司会 梨本会長，長時間にわたりまして，議長をお務めいただきありがとうございました。また，委員の皆様からは貴重な御意見をいただきまして，誠にありがとうございました。

以上をもちまして，平成30年度宮城県青少年問題協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。